令和6年度

拉致問題の解決 その他北朝鮮当局による 人権侵害問題への対処に関する 政府の取組についての報告

この文書は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成18年法律第96号。以下「法」という。)第5条の規定に基づき、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する令和6年度の政府の取組について報告するものである。

1

総論

北朝鮮による拉致を始めとする人権侵害問題は国際社会の重大な懸念事項であり、政府は様々な取組を行っている。特に拉致問題は、我が国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的な問題である。また、拉致被害者やその御家族も御高齢となる中で、時間的制約のある拉致問題は、ひとときもゆるがせにできない人道問題である。政府としては、拉致問題を国の責任において解決すべき喫緊の重要課題と位置付け、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針を堅持し、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くすとともに、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求している。また、各種国際会議や各国との首脳会談を始めとする外交上のあらゆる機会を捉えて拉致問題を提起してきており、拉致問題解決の重要性とそのための政府の取組は、諸外国から幅広い理解と支持を得てきている。

しかしながら、政府が認定している北朝鮮による拉致被害者17名のうち、12名がいまだに帰国できていない。北朝鮮は、平成26(2014)年5月にストックホルムで行われた日朝政府間協議の結果、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束し、同年7月に調査を開始した。ところが、北朝鮮による平成28(2016)年1月の核実験や同年2月の弾道ミサイル発射等を受けた我が国の対北朝鮮措置の発表後の同月、北朝鮮は拉致被害者を含む全ての日本人に関する調

査を全面中止し、特別調査委員会を解体すると宣言した。 拉致問題は石破政権の最重要課題であり、政府としては、引き続き、北朝鮮に対して平成 26 (2014) 年5月の日朝政府間協議における合意 (以下「ストックホルム合意」という。) の履行を求めつつ、拉致問題の即時解決に向けて全力を尽くしていく。

以下では、まず拉致問題に関して、国内における取組、日朝協議及び六者会合、国際場裡における取組と、各国との連携について俯瞰する。次に、脱北者問題に関する政府の取組を説明し、最後に、北朝鮮によるその他の人権侵害問題の現状について概観することとする。



第217回国会施政方針演説において拉致問題の解決に向けた決意を述べる 石破内閣総理大臣(令和7(2025)年1月)

2

拉致問題

(1)国内における取組

(ア)政府一体となった取組

平成25(2013)年1月、政府は、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、内閣に新たな「拉致問題対策本部」を設置した。同対策本部は、本部長である内閣総理大臣を始め、副本部長である拉致問題担当大臣、内閣官房長官及び外務大臣、そして本部員である他の全ての国務大臣から構成され、拉致問題の解決に向け、政府一体となった取組を推進している。

第1回拉致問題対策本部会合では、拉致問題の解決に向けた 方針(※1)が決定され、その方針の下、各閣僚が、本部長及び副 本部長を中心に連携を密にし、8つの項目(※2)について、それ ぞれの責任分野において全力を尽くすことが確認された。これまで計3回の拉致問題対策本部会合が開催され、本部長と副本部長によるコア会合においては、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成14年法律第143号。以下「支援法」という。)のフォローアップや情報共有を行った。平成26(2014)年8月の第2回拉致問題対策本部会合で報告された「拉致被害者等への今後の支援策の在り方について(中間報告)」を受け、議員立法により支援法が改正され、同年11月の第3回拉致問題対策本部会合において「拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について」(平成14(2002)年11月26日)の改訂が承認された。これらの取組により、既帰国拉致被害者に対する支援の継続及び今後の拉致被害者帰国に向けた準備に遺漏なきを期した。

(イ) 北朝鮮に対する措置の実施

政府は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や国際社会の動き等を踏まえ、国際連合安全保障理事会(以下「国連安保理」という。)決議に基づく措置に加えて、これまで一連の対北朝鮮措置(※3)を決定し、実施してきた。

北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致結束して、国連安保理決議を完全に履行することが重要である。政府としては、我が国周辺海域において、平素から実施している海上保安庁による哨戒活動及び自衛隊による警戒監視活動の一環である国連安保理決議違反が疑われる船舶の情報収集を行っている。北朝鮮船舶との「瀬取り」(洋上での物資の積替え)の実施など国連安保理決議への違反が強く疑われることが確認された場合には、国連安保理北朝鮮制裁委員会等への通報、関係国への関心表明、対外公表などの措置をとってきている。

(ウ) 拉致問題に関する理解促進

拉致問題は歴史上の事件ではなく、今なお被害者が自由を奪われ、帰国できない状態が続いている現在進行形の問題である。 日本国民が心を一つにして、全ての拉致被害者の一日も早い帰 国実現への強い意思を示すことが、問題解決に向けた力強い後 押しとなることから、政府としては、拉致問題に関する啓発活動 に力を入れて取り組んでいる。

拉致問題に関する理解促進について、法は、政府及び地方公 共団体が、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関 する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定めている。政府 は、これまでのパンフレット等の制作・頒布、学校における説明 等に加え、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ~必ず取り戻 す! 愛する家族へ~」等の動画を制作し、公開・上映している。 平成30(2018)年7月には、各都道府県・政令指定都市の首長 に対し、各地方公共団体の広報誌において拉致問題を取り上げ ること等を促す通知を拉致問題担当大臣名で発出し、協力を要 請した。また、拉致問題対策本部と関係地方公共団体等との共 催による啓発行事「拉致問題を考える国民の集い」を令和6 (2024)年度は全国7か所で実施するとともに、映画「めぐみー 引き裂かれた家族の30年」、アニメ「めぐみ」及び「拉致被害者 御家族ビデオメッセージ~必ず取り戻す!愛する家族へ~」の上 映会を全国各地(同年度は23か所)で開催した。さらに、舞台 劇「めぐみへの誓い-奪還-」を同年度は全国8か所で上演する など、啓発の一層の強化に取り組んでいる。

特にこれまで拉致問題について触れる機会の少なかった若い世代への啓発が重要な課題であるとの観点から、平成29(2017)年度から、中高生を対象とした北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールを実施している。また、SNSを活用した発信の多様化に取り組むとともに、拉致問題対策本部電子図書館を開設し、電子コミック「母が拉致された時 僕はまだ1歳だった」を教育現場に無償貸与する取組を行っている。令和6(2024)年度は、令和5(2023)年度に引き続き、「拉致問題に関する中学生

サミット」を開催した。同サミットでは、全国の都道府県及び 政令指定都市教育委員会から推薦された67名の中学生が東京 に集まり、拉致問題について学ぶとともに、拉致問題を同世代、 家族、地域の人に自分事として捉えてもらうための動画のアイ デアをグループに分かれて話し合い、劇として発表した。その 中のアイデアを基に広報動画を制作し、拉致問題対策本部の YouTubeチャンネルで公開している。これらの取組のほかに も、平成30(2018)年度から「拉致問題に関する教員等研修」を 実施しており、令和6(2024)年度は、拉致問題の概要説明、 拉致被害者御家族及び既帰国拉致被害者の講話等を内容とする オンライン研修を実施した。令和元 (2019) 年度からは、初等中 等教育に携わる教員を目指す大学生を対象に、拉致被害者御家 族及び既帰国拉致被害者の講演、学習指導案の作成、模擬授業 の実施等を通じて授業で拉致問題を取り上げるための教授能力 を身に付ける講座を大学と共催で開設しており、令和6(2024) 年度は岡山大学と共同で実施した。

さらに、拉致問題対策本部公式Xアカウントにおいて、拉致問題に関する様々な情報をタイムリーに投稿するとともに、YouTubeチャンネルでは、アニメ「めぐみ」や拉致被害者御家族等のメッセージ動画、NHK WORLDで放送した拉致問題に関する海外向け番組等を公開しているほか、シンポジウム、「国民の集い」等のイベントをライブ配信するなど、拉致問題に関する発信を強化している。こうした取組に加え、教育現場への拉致問題対策本部事務局職員の派遣や、アニメ「めぐみ」の教育現場での積極的活用を促すなどの取組を実施している。

国際社会と連携した取組として、令和6(2024)年6月に、 米国、豪州、韓国及びEUとの共催で、オンライン国連シンポジ ウムを開催し、日本及び諸外国の拉致被害者等御家族からの 「生の声」 を国際社会に訴えるとともに、北朝鮮をめぐる国際情 勢に関する有識者によるパネルディスカッションを行い、拉致 問題の一刻も早い解決に向けて国際社会の理解と協力を呼び掛 けた。また、令和7 (2025) 年3月には、米国を始めとする国際 社会において広く拉致問題についての関心と認識を深めるため、 ワシントン・ポスト紙に意見広告記事を掲載した。このほかにも 政府は、北朝鮮向けラジオ放送を通じて、拉致被害者等に向け、 政府の取組や国内外の情勢に関する情報、御家族からのメッ セージ等を送信している。また、民間団体である特定失踪者問 題調査会に業務委託し、同団体が運営する北朝鮮向けラジオ放 送「しおかぜ」の中でも政府制作の番組を放送しており、平成27 (2015)年度以降は、同団体と共同で北朝鮮向けラジオ放送の 公開収録を全国各地で実施する等、北朝鮮向けラジオ放送の 充実・強化に取り組んでいる。

(工) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

法は、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めている。令和6 (2024) 年度は、政府主催イベントとして、12月14日に、拉致問題対策本部と法務省の共催、外務省と文部科学省の後援による拉致問題に関するシンポジウム「全ての拉致被害者の一日も早い帰国の実現に向けて」を東京都千代田区







松本 京子 さん



横田 めぐみ さん









増元 るみ子さん









原 敕晁さん





地村 保志 さん





地村 富貴惠 さん 蓮池 薫さん





蓮池 祐木子 さん 曽我 ひとみ さん

日本政府が拉致被害者として認定している17名

において開催した。同シンポジウムでは、北朝鮮による拉致問題 の実態と御家族の苦悩について、拉致被害者等御家族からの 「生の声」の訴えが行われたほか、有識者による北朝鮮をめぐる情 勢等についての講演が行われた。また、中高生を対象とした北朝 鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールの表彰式、「拉致問題に 関する中学生サミット」の報告も行われた。

そのほか、関係府省庁、地方公共団体等においても、同週間を 中心に講演会、パネル展、ポスターの掲出、インターネットバナー 広告及び交通広告(電車中吊り)の実施、全国の地方新聞紙におけ る広告の掲載等に取り組んだ。

(オ) 拉致被害者の認定及び拉致容疑事案等 の捜査・調査の推進

平成14(2002)年9月17日の日朝首脳会談において、北朝鮮 は日本人の拉致を初めて認めた。政府は、これまでに北朝鮮に よる日本人拉致被害者として、17名を認定している(令和7 (2025)年3月末現在)。この17名以外にも、警察は、朝鮮籍の 姉弟が日本国内から拉致された事案1件2名を、北朝鮮による 拉致容疑事案と判断している。またこれまで、拉致に関与した として北朝鮮工作員等8件10名について逮捕状の発付を得て 国際手配を行っている(同月末現在)。

これら以外にも、いわゆる特定失踪者(※4)も含め、北朝鮮 による拉致の可能性を排除できない事案として警察が捜査・ 調査の対象としている方は871名に上っており(同月末現在)、 警察では、当該事案の真相解明に向け、警察庁警備局外事情報 部外事課に設置した「特別指導班」が、都道府県警察を巡回・ 招致して、捜査・調査の担当官への具体的な指導、当該事案の 現場の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行った。 また、海難事案として処理されているものについても、海上保 安庁との連携を密にして、捜査・調査を行った。

また、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた 場合に備え、御家族の意向等を勘案しつつ、積極的にDNA型鑑定 資料の採取を実施してきているほか、広く国民からの情報提供を 求めるため、御家族の同意が得られたものについては、事案の概 要等を警察庁及び各都道府県警察のホームページに掲載している。

2) 日朝協議及び六者会合

(ア) 日朝協議

日朝関係について、政府の目指す方針は、日朝平壌宣言に 基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決 し、不幸な過去を清算して、国交正常化を実現するというも のである。

北朝鮮による平成28(2016)年1月の核実験や同年2月の弾 道ミサイル発射等を受けた我が国の対北朝鮮措置の発表後の同 月、北朝鮮は拉致被害者を含む全ての日本人に関する調査を全 面中止し、特別調査委員会を解体すると宣言した。我が国は北 朝鮮に対し、厳重に抗議し、ストックホルム合意を破棄する考 えはないこと、北朝鮮が同合意に基づき、一日も早く全ての拉 致被害者を帰国させるべきことについて、強く要求した。

政府としては、引き続き、北朝鮮に対してストックホルム合意 の履行を求めつつ、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現 すべく行動していく。

令和7(2025)年1月、石破内閣総理大臣は、第217回国会 における施政方針演説で、「拉致被害者や御家族が御高齢となる 中で、時間的制約のある、ひとときもゆるがせにできない人道 問題であり、政権の最重要課題です。日朝平壌宣言の原点に立 ち返り、すべての拉致被害者の一日も早い御帰国、北朝鮮との 諸問題の解決に向け、断固たる決意の下、総力を挙げて取り組 んでまいります。」と表明した。

(イ) 六者会合

六者会合は、朝鮮半島の非核化を始めとする北朝鮮をめぐる 諸懸案を解決するための交渉の場として活用されてきたが、平 成20(2008)年12月以来開催されていない。平成17(2005) 年9月に発出された六者会合共同声明においては、拉致問題を

含めた懸案事項を解決することを基礎として、日朝間の国交を 正常化するための措置をとることとされており、この共同声明 の完全な実施が重要である。政府としては、米国や韓国、さら には関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、六者会合共同 声明の完全実施に向けた具体的行動をとるよう引き続き求めて いく考えである。

(3)国際場裡における取組

拉致問題の解決のためには、我が国が主体的に北朝鮮に対して 強く働き掛けることはもちろん、拉致問題の即時解決の重要性に ついて各国及び国際社会からの理解と協力を得ることが不可欠で あり、政府は、外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し ている。

令和6 (2024) 年4月の国連人権理事会及び同年12月の国連総会本会議において、EUが提出し、我が国が共同提案国となった、拉致問題への言及を含む強い内容の北朝鮮人権状況決議(※5)が無投票で採択された。また、同年6月には、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況を協議するための国連安保理公開会合が開催され、日本から、拉致問題の即時解決に向けた支持と協力を呼び掛け、複数の国々等からも拉致問題の深刻さや即時解決の重要性に言及があった。

政府は、国連のみならず、G7サミット、日米韓首脳会合、日米 豪印首脳会合、ASEAN関連首脳会議などの多国間の枠組みにおい ても、拉致問題を提起しており、拉致問題の即時解決の重要性と そのための政府の取組は、国際社会から広範な理解と支持を得て きている。例えば、令和6(2024)年12月のG7首脳テレビ会議で は、石破内閣総理大臣から、北朝鮮による拉致問題の即時解決に 向け、G7各国首脳に引き続きの理解・協力を改めて求め、各国か ら支持を得た。

(4) 各国との連携

上記のような多国間の枠組みにおける働き掛けと並行して、 政府は、諸外国との首脳・外相会談などにおいても、拉致問題に 関する我が国の立場を説明し、理解と支持を得てきている。

米国については、令和6 (2024) 年4月、岸田内閣総理大臣(当時。以下同じ。)がバイデン大統領(当時。以下同じ。)との間で日米首脳会談を行い、拉致問題の即時解決に向けた米国の引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から、改めて全面的な支持を得た。同年11月、石破内閣総理大臣は、バイデン大統領との日米首脳会談にて、拉致問題を含む北朝鮮情勢について、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。令和7(2025)年2月、石破内閣総理大臣は、トランプ大統領との間で日米首脳会談を行い、拉致問題の即時解決について、引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得た。

中国についても、令和6(2024)年5月、岸田内閣総理大臣は、日中韓サミットを機に、李強(り・きょう)中国国務院総理と首脳会談を行い、拉致問題を含む北朝鮮情勢についても意見交換を行った。また、日中韓サミットでは、岸田内閣総理大臣から、拉致問題の即時解決に向けた中国・韓国両首脳の引き続きの支援を求め、理解を得た。同年11月、石破内閣総理大臣は、習近平(しゅう・きんぺい)国家主席との間で日中首脳会談を行い、拉致問題を含む北朝鮮情勢についても意見交換を行った。

また、韓国についても、令和6(2024)年9月、岸田内閣総理 大臣は、尹錫悦(ユン・ソンニョル)大統領(当時。以下同じ。)と の間で12回目の日韓首脳会談を行い、拉致問題の即時解決に向 け、尹大統領から改めて支持を得た。また、石破内閣総理大臣 は、同年11月の日韓首脳会談で、北朝鮮への対応を始めとする 地域情勢について意見交換を行い、拉致問題についても、尹大 統領から改めて支持を得た。

日本は、今後とも、米国や韓国を始めとする関係国と緊密に連携・ 協力しつつ、拉致問題の即時解決に向けて全力を尽くしていく。



第27回日ASEAN首脳会議(令和6(2024)年10月)



日米首脳会談(令和7(2025年2月)

3

脱北者問題

北朝鮮を脱出した脱北者は、中国、モンゴル、タイ、ラオスなどのアジア諸国に滞在していると見られ、中国に最も多くの脱北者がいるものと考えられているが、そのほとんどは、滞在国当局の取締りや北朝鮮への強制送還等を逃れるために潜伏生活を送っていることから、実数の把握は極めて困難である。

政府は、脱北者の保護及び支援については、法の趣旨を踏まえ、人道上の配慮、関係者の安全、脱北者の滞在国との関係などを総合的に勘案しつつ対応してきている。脱北者が日本国籍を有する者である場合には、邦人保護の見地から当該者をしかるべく保護して、その安全を図っている。また、元在日朝鮮人

等の場合には、個々の事案に係る事情を具体的に検討した上で判断するとの方針に基づき対処している。政府としてこれまでに関知している範囲では、100名を超える脱北者が我が国に入国している。

また、政府としては、我が国に帰国し、又は入国した脱北者が自立した生活を送ることができる環境を早期に整えることが肝要であると考えており、関係府省庁の緊密な連携の下、定着支援のための施策を円滑かつ迅速に実施しているところである。 具体的には、脱北者に対し、個別のケースに応じて、職業相談、精神的なケアの実施、日本語教育機関の紹介等を行っている。

4

その他の人権侵害問題

(1)日本人配偶者問題

過去に朝鮮半島出身者である夫等に随伴して北朝鮮に渡航した日本人配偶者の方々の安否確認及び故郷訪問についても、人道的観点から取り組むべき問題である。昭和34 (1959) 年から昭和59 (1984) 年まで行われた在日朝鮮人等の帰還事業により北朝鮮に渡航した日本人配偶者と推定される1,831名に関し、政府としては、従来から、北朝鮮側に対し安否調査の要請等を行ってきている。平成26 (2014) 年10月の平壌における特別調査委員会との協議においては、日本人配偶者の調査方法等についての説明があったが、具体的な情報を含む調査結果の通報はなかった。政府としては、引き続き北朝鮮に対して、迅速な調査及び結果の通報を強く求めていく。

(2)北朝鮮内の人権侵害問題に関する 国際社会の動き

平成26 (2014) 年3月に国連人権理事会に提出された北朝鮮における人権に関する国連調査委員会 (COI) の最終報告書では、思想、表現及び宗教の自由の侵害、差別、移動及び

居住の自由の侵害、食料への権利及び生存権の侵害、恣意的 拘禁、拷問、処刑及び強制収容所、拉致及び強制失踪など、 北朝鮮における広範囲にわたる組織的かつ深刻な人権侵害が 詳述されており、また、COIが人権侵害と認める事案の多く は「人道に対する犯罪」に相当するとしている。同報告書の フォローアップを目的として、平成27(2015)年6月には、 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)ソウル事務所が設立され、その後も、北朝鮮における人権侵害に係る説明責任の問題に重点的に取り組む独立した専門家の指名(平成28(2016)年9月)、ソウル事務所を含むOHCHRの能力強化 (平成29(2017)年3月〜現在)といった具体的な取組が進められている。政府としては、拉致問題の即時解決のため、 国連人権理事会がその決議に基づき設置した北朝鮮人権状況 特別報告者やOHCHRの現地事務所の活動に協力していく。

また、米国国務省や国連事務総長及び北朝鮮人権状況特別報告者等が作成した報告書においても、北朝鮮内における広範な人権侵害が指摘されている。政府としては、北朝鮮が国際社会の声を真摯に受け止め、拉致問題の即時解決や、国際社会との協力に向け具体的な行動をとるよう、引き続き強く求めていく。

注釈

- ※1 北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。政府としては、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針を堅持し、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす。また、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく。
- ※2 ①早期の解決に向けた北朝鮮側の行動を引き出すため、更なる対応措置について検討するとともに、現行法制度の下での厳格な法執行を推進する。②日朝政府間協議を始め、あらゆる機会を捉え、北朝鮮側による拉致問題の解決に向けた具体的な行動への継続した強い要求を行う。③拉致被害者及び北朝鮮情勢に係る情報収集・分析・管理を強化する。④拉致の可能性を排除できない事案に係る捜査・調査を徹底するとともに、拉致実行犯に係る国際捜査を含む捜査等を継続する。⑤拉致問題を決して風化させないとの決意を新たにし、教育現場を含む国内地域各層及び各種国際捜査における様々な場を活用して、内外世論の啓発を一層強化する。⑥米国、韓国を始めとする関係各国との緊密な連携及び国連を始めとする多国間の協議を通じて、国際的な協調を更に強化する。⑦拉致被害者家族等へのきめ細やかな対応、既帰国拉致被害者に対する支援の継続及び今後の拉致被害者帰国に向けた準備に遺漏なきを期する。⑧その他拉致問題の解決に資するあらゆる方策を検討する。
- ※3 平成18(2006)年7月5日の北朝鮮によるミサイル発射を受け、万 景峰92号の入港禁止を含む9項目の対北朝鮮措置を即日実施し、同年 10月9日の北朝鮮による核実験実施の発表を受け、同月11日、全て の北朝鮮籍船舶の入港禁止及び北朝鮮からの輸入禁止を含む4項目の 対北朝鮮措置を発表した。

平成21 (2009) 年には、4月5日の北朝鮮によるミサイル発射を受け、同月10日に北朝鮮を仕向地とする支払手段等の携帯輸出について届出を要する金額 (下限額)を100万円超から30万円超に引き下げること、北朝鮮に住所等を有する自然人等に対する支払について報告を要する金額 (下限額)を3,000万円超から1,000万円超に引き下げることを発表した。また、5月25日の北朝鮮による核実験実施を受け、6月16日に北朝鮮への輸出禁止並びに「北朝鮮の貿易・金融措置に違反し刑の確定した外国人船員の上陸」及び「そのような刑の確定した在日外国人の北朝鮮を渡航先とした再入国」を原則として許可しないことを発表した。国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法 (平成22年法律第43号)については、平成22 (2010)年5月28日に成立した。

平成22 (2010) 年には、3月の韓国間 戒艦沈没事件を受け、①北朝鮮を仕向地とする支払手段等の携帯輸出について、届出を要する下限額を30万円超から10万円超に引き下げること、②北朝鮮に住所等を有する自然人等に対する支払について報告を要する下限額を1,000万円超から300万円超に引き下げること、③ (北朝鮮に係る輸出入禁止) 措置の執行に当たり、第三国を経由する迂回輸出入等を防ぐため、関係省庁間の連携を一層緊密にし、更に厳格に対応していくことを発表した。

平成25 (2013) 年4月5日、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者として、追加的に1団体及び4個人に対して資産凍結などの措置を講じたことを発表した。さらに、同年8月30日、北朝鮮が、国際社会からの強い反対があったにもかかわらず、依然として核・ミサイル開発を継続し、拉致問題について何ら具体的な行動を見せていないこと等を踏まえ、9団体及び2個人を資産凍結の対象として追加的に指定することを発表した。

平成26 (2014) 年5月の日朝政府間協議の結果、北朝鮮側が全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を実施することを約束し、同年7月、調査を開始したことを受け、我が国は、①北朝鮮籍者の入国の原則禁止措置、在日の北朝鮮当局職員による北朝鮮を渡航先とした

再入国の原則禁止措置、日本人に対する北朝鮮への渡航自粛要請措置等を解除すること、②北朝鮮に住所等を有する自然人等に対する支払について、報告を要する下限額を300万円超から3,000万円超に戻すとともに、北朝鮮を仕向地とする支払手段等の携帯輸出について、届出を要する下限額を10万円超から100万円超に戻すこと、③人道物資輸送のために北朝鮮籍船舶が我が国に入港する場合を、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成16年法律第125号)第6条第1項に規定する入港禁止の例外となる「特別の事情」に該当する場合であると閣議決定すること(輸出入全面禁止措置は維持)を内容とする対北朝鮮措置の一部解除を決定した。

平成28 (2016) 年2月、北朝鮮が同年1月に核実験を、同年2月に 「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射を強行したことを受け、また、 拉致問題について、安倍政権の最重要課題として、一日も早い全ての 拉致被害者の帰国を求めてきたが、いまだに解決に至っていないこと を踏まえ、我が国は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に 解決するため、①在日外国人の核・ミサイル技術者の北朝鮮を渡航先と した再入国禁止を含め、従来より対象者を拡大して人的往来の規制措 置を実施すること、②支払手段等の携帯輸出について届出を要する下 限額を引き下げるとともに、北朝鮮向けの送金を原則として禁止する こと、③人道目的の船舶を含む全ての北朝鮮籍船舶の入港を禁止する とともに、北朝鮮に寄港した第三国籍船舶の入港を禁止すること、④ 資産凍結の対象となる関連団体・個人を拡大することを内容とする独自 の対北朝鮮措置の実施を決定した。また、同年9月に北朝鮮が同年に 入ってから2回目となる核実験を強行するとともに、同年中に20発以 上の弾道ミサイルを発射していることや、拉致問題について一日も早 い全ての拉致被害者の帰国を求めてきたにもかかわらず、いまだに解 決に至っていないことといった北朝鮮をめぐる情勢を踏まえ、同年12 月、人的往来の規制措置を強化するとともに、北朝鮮に寄港した日本 籍船舶の入港禁止措置及び資産凍結等の対象となる関連団体・個人の追 加指定を実施することとした。

さらに、平成29 (2017) 年には、北朝鮮が3発の大陸間弾道ミサイル (ICBM) 級を含む17発の弾道ミサイルを発射したほか、同年9月には過去最大出力と推定される規模の6回目の核実験を実施した。こうした中、同年7月、8月、11月及び12月には、対北朝鮮措置として、北朝鮮の核・ミサイル開発などに関与した団体・個人を資産凍結等の対象として追加指定した。

北朝鮮は、令和4 (2022) 年には、日本の上空を通過するものや複数のICBM級弾道ミサイルを含め、31回、少なくとも59発に及ぶ弾道ミサイルの発射などを行った。北朝鮮による挑発行為などを受けて、同年4月、10月及び12月並びに令和5 (2023)年3月、9月及び12月に、対北朝鮮措置として、北朝鮮の核・ミサイル開発などに関与した団体・個人を資産凍結等の対象として追加指定した。

- ※4 特定失踪者とは、民間団体である「特定失踪者問題調査会」が独自に 北朝鮮による拉致の可能性がある者として調査の対象としている失踪 者のことを意味する。
- ※5 同決議は、拉致被害者及びその御家族が高齢化し時間的制約のある中、深刻な人権侵害を伴う国際的な拉致問題や全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性を深刻な懸念を持って改めて強調し、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続ける多大な苦しみ、北朝鮮が何ら具体的かつ前向きな行動をとっていないこと、並びに、国連強制的失踪作業部会からの複数回の情報提供要請に対して同一かつ実質的な内容がない回答をしていることに対し深刻な懸念を表明し、北朝鮮に対し、全ての強制失踪の申立てへの対処に当たり、拉致被害者及びその家族の声に真摯に耳を傾け、速やかに被害者の家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確、詳細かつ完全な情報の誠実な提供、全ての拉致被害者に関する全ての問題の即時解決、特に全ての日本人拉致被害者の即時帰国の実現を改めて強く要求する内容となっている。